

2023 年 9 月 29 日

各位

名古屋市中区栄三丁目 33 番 13 号
株 式 会 社 中 京 銀 行

「遺言代用信託」「暦年贈与型信託」の取扱開始について

中京銀行（頭取 小林 秀夫）は、2023 年 10 月 2 日（月）より、お客さまの円滑な資産承継ニーズにお応えする新商品として、「遺言代用信託」（合同運用指定金銭信託（遺言代用型））、「暦年贈与型信託」（合同運用指定金銭信託（暦年贈与型））の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

当行は今後とも地域のお客さまのニーズにお応えした商品の取扱いや一層のサービス向上に努め、あいちフィナンシャルグループのスローガンである「あなたの、いちばんちかくで。」の実現を目指してまいります。

記

1. 商品概要（詳細は別紙をご参照ください）

商品名	特徴
「遺言代用信託」 （合同運用指定金銭信託（遺言代用型））	相続発生時に簡便な手続きでご家族等が相続資産（金銭）を受け取ることができる信託商品です。
「暦年贈与型信託」 （合同運用指定金銭信託（暦年贈与型））	お客さまの生前贈与手続きをサポートし、簡便な手続きで次世代に資産（金銭）を移転することができる信託商品です。

2. 取扱開始日

2023 年 10 月 2 日（月）

3. その他

当行では、お客さまの相続・資産承継ニーズにお応えするため、今回導入する商品以外にも以下の商品・サービスを提供しております。

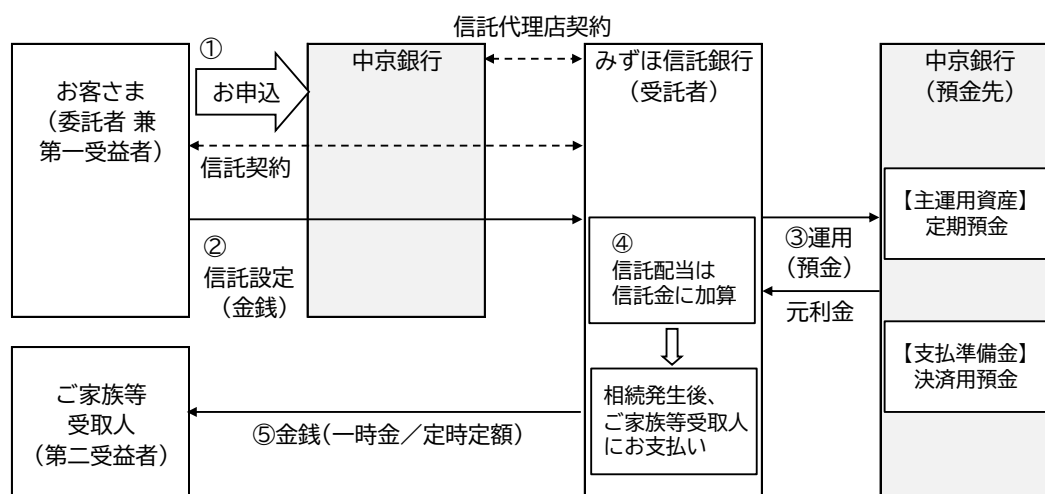
- ・ 遺言信託
- ・ 遺産整理業務
- ・ 財産承継プランニング

以 上

「遺言代用信託」（合同運用指定金銭信託（遺言代用型））

商品名	「遺言代用信託」
対象	個人のお客さま（委託者 兼 第一受益者）
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受取人	推定相続人の中から最大 4 名まで指定可能（第二受益者）
運用方法	主に当行の定期預金（一部は当行の決済用預金）
信託期間	5 年以上 30 年以内（1 年単位）
申込金額	200 万円以上 3,000 万円以下（1 万円単位）
申込手数料	信託金額の 2.2%（税込）
支払方法	信託設定時にお客さまが受取方法、受取期間、受取割合を指定 ①一時金受取 ②定時定額受取
元本補てん等	運用対象は当行預金ですが、元本補てんはなく、預金保険対象外商品

<「遺言代用信託」スキーム>

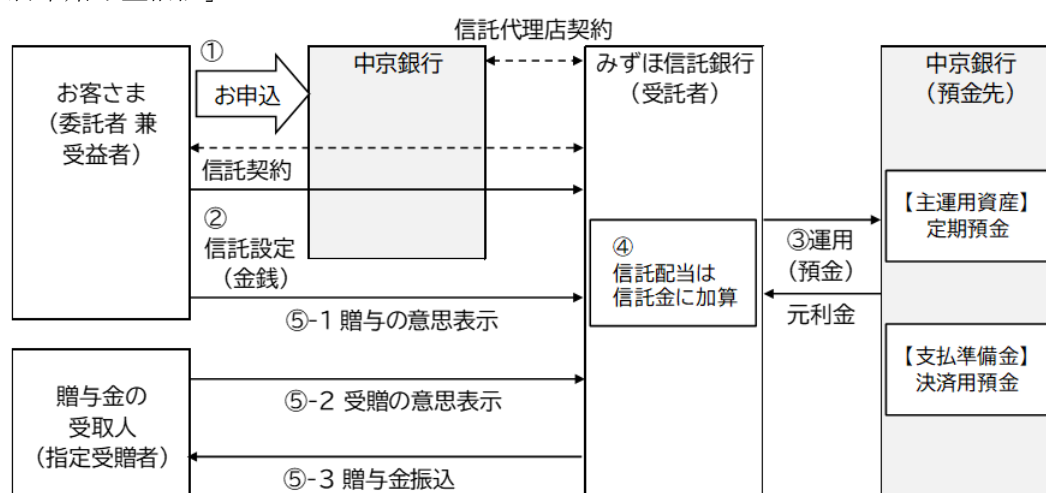


- ① 当行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、当行のお客さまに「遺言代用信託」をご案内し、申込を受付。
- ② みずほ信託銀行は、当行を通じ信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に当行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り。

「暦年贈与型信託」（合同運用指定金銭信託（暦年贈与型））

商品名	「暦年贈与型信託」
対象	個人のお客さま（委託者 兼 受益者）
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受取人	3 親等以内の親族から最大 9 名まで指定可能
運用方法	主に当行の定期預金（一部は当行の決済用預金）
信託期間	5 年以上 30 年以内（1 年単位）
申込金額	500 万円以上（1 万円単位）
申込手数料	信託金額の 2.2%（税込）
管理手数料	年 11,000 円（税込）
贈与手続	お客さまは、年 1 回贈与手続きが可能 みずほ信託銀行が、所定の手続きにより、お客さまからご指定頂いた金額を贈与金受取人の口座へ振込
元本補てん等	運用対象は当行預金ですが、元本補てんはなく、預金保険対象外商品

<「暦年贈与型信託」スキーム>



- ① 当行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、当行のお客さまに「暦年贈与型信託」をご案内し、申込を受付。
- ② みずほ信託銀行は、当行を通じ信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に当行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまは、年に 1 回、所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客さまが指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。